

様式第3（第9条関係）（平28経産令36・全改、令2経産令92・一部改正）

【書類名】 氏名（名称）変更届

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【出願人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【氏名又は名称を変更した者】

【事件との関係】

【旧氏名又は名称（日本語）】

【旧氏名又は名称（英語）】

【新氏名又は名称（日本語）】

【新氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

〔備考〕

- 1 タイプ印字による場合において、行の間隔は、少なくとも5mm以上をとる。
ただし、備考8又は11においてローマ字を用いるときは、1.5文字の幅をとる。
- 2 記載事項は、10ポイントから12ポイントまでの大きさの文字（備考8又は11においてローマ字を用いるときは、大文字の大きさが縦0.28cm以上の文字）により、かつ、暗色の退色性のない色であつて様式第1の備考4に定める要件を満たすもので記載する。また、「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【】及び「】」を用いるときを除く。）。
- 3 「【国際出願の表示】」の欄の「【国際出願番号】」には、既に特許庁から国際出願番号の通知を受けている場合には、その番号を「PCT/J P〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇」のように記載し、国際出願番号の通知を受ける前の場合には、「【国際出願番号】」を「【国際出願日】」とし、その国際出願の提出日を日月年の順に「〇〇.〇〇.〇〇〇〇」のように記載し、「【国際出願日】」の次に「【書類記号】」の欄を設けて、書類記号（願書に記載されている場合に限る。）を併せて記載する。
- 4 第6条の規定により選任された代表者が手続を行うときは、「【出願人】」を「【代表者】」とし、当該代表者を記載する。
- 5 「【識別番号】」は、なるべく記載するものとし、記載しないときは「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 6 「【氏名又は名称（日本語）】」は、自然人にあつては姓及び名を姓、名の順に記載し、その横に署名をする。法人にあつてはその名称を記載し、その横に法人の代表者の署名をする。
- 7 「【あて名（日本語）】」は、「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号」のように詳しく記載する。
- 8 「【氏名又は名称（英語）】」及び「【あて名（英語）】」には、これらの音訳又は英語への翻訳をローマ字を用いて記載する。
- 9 「【国籍】」は、出願人又は代表者がその国民である国の国名を記載する。
- 10 「【住所】」は、出願人又は代表者がその居住者である国の国名を記載する。
- 11 国名を記載する場合においては、特許庁長官が指定する国の名称を日本語及び英語により表示する。
- 12 「【事件との関係】」の欄には、「出願人」、「発明者」、「代理人」のように、氏名（名称）を変更した者と国際出願との関係を記載する。氏名（名称）を変更した者が、出願人であつて発明者である場合は、「出願人及び発明者」と、代表者である場合には、「出願人及び共通の代表者」と記載する。
- 13 「【出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰

り返し設けて記載する。

【出願人】

(【識別番号】)

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【出願人】

(【識別番号】)

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

- 14 「【氏名又は名称を変更した者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。ただし、氏名又は名称を変更した者が出願人以外の者であるときは、「【国籍】」及び「【住所】」の欄は設けるには及ばない。

【氏名又は名称を変更した者】

【事件との関係】

【旧氏名又は名称（日本語）】

【旧氏名又は名称（英語）】

【新氏名又は名称（日本語）】

【新氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【氏名又は名称を変更した者】

【事件との関係】

【旧氏名又は名称（日本語）】

【旧氏名又は名称（英語）】

【新氏名又は名称（日本語）】

【新氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

15 「【代理人】」の欄の「【弁理士】」には、「【弁理士】」、「【弁護士】」又は「【法定代理人】」のうち該当するものを記載する。

16 代理人によるときは本人の署名は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄を設けるには及ばない。

17 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

- 18 復代理人によるときは「【代理人】」の欄の次に「【復代理人】」の欄を設けて、その欄に「(【識別番号】)」、「【弁理士】」、「【氏名又は名称(日本語)】」、「【氏名又は名称(英語)】」、「【あて名(日本語)】」、「【あて名(英語)】」、「【郵便番号】」及び「【国名】」の欄を設けて、「氏名又は名称(日本語)」、「氏名又は名称(英語)」、「あて名(日本語)」、「あて名(英語)」、「郵便番号」及び「国名」を記載する。この場合において、「(【識別番号】)」及び「【弁理士】」については備考5及び15と同様とする。「【復代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、備考17と同様とする。この場合において、「【代理人】」とあるのは、「【復代理人】」と読み替えるものとする。
- 19 「【あて名(日本語)】」、「【あて名(英語)】」、「【郵便番号】」及び「【国名】」を記載するときは、出願人、代表者、代理人又は復代理人ごとに1つのあて名のみを記載する。
- 20 復代理人によるときは代理人の署名は不要とし、復代理人によらないときは「【復代理人】」の欄を設けるには及ばない。
- 21 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21と同様とする。